

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会

第二特別調査室

I 所管事項の動向

1 衆議院の一票の較差是正

(1) 令和2年大規模国勢調査の人口公表

令和2年10月1日現在で実施された大規模国勢調査による人口の確定値は、新型コロナウイルス感染症の影響で、当初の予定より2か月遅れの令和3年11月30日に公表された。

平成28年成立のいわゆる衆議院選挙制度改革関連法¹により、この国勢調査に基づく区割り改定から、都道府県への定数配分にアダムズ方式²が完全に採用され、人口に比例した再配分が行われ、各都道府県の定数はその人口規模に応じて増員・減員されることとなる。確定値に基づく試算結果によると、衆議院小選挙区の定数配分は15都県で10増10減となる。

【衆議院小選挙区における都道府県別定数の異動】

定数増		定数減			
埼玉県	15→16 (+1)	宮城県	6→5 (-1)	岡山県	5→4 (-1)
千葉県	13→14 (+1)	福島県	5→4 (-1)	広島県	7→6 (-1)
東京都	25→30 (+5)	新潟県	6→5 (-1)	山口県	4→3 (-1)
神奈川県	18→20 (+2)	滋賀県	4→3 (-1)	愛媛県	4→3 (-1)
愛知県	15→16 (+1)	和歌山県	3→2 (-1)	長崎県	4→3 (-1)

また、現行の衆議院小選挙区の一票の較差については、議員一人当たり人口が最大の東京22区と最小の鳥取2区で2.096倍の較差があり、6都府県の計23小選挙区で較差が2倍以上となっている。これらの小選挙区についても区割りが改定されることとなる。

【衆議院小選挙区における人口最少選挙区との較差が2倍以上となる選挙区】

選挙区	令和2年日本国民の人口 (確定値)	較差	選挙区	令和2年日本国民の人口 (確定値)	較差
東京22区	574,264	2.096	神奈川13区	553,310	2.020
東京9区	567,470	2.071	神奈川15区	553,226	2.019
東京8区	563,675	2.057	東京24区	552,321	2.016
東京10区	563,184	2.056	愛知7区	551,236	2.012
東京3区	562,799	2.054	神奈川5区	550,875	2.011
東京13区	561,048	2.048	埼玉1区	550,679	2.010
福岡1区	558,032	2.037	東京5区	550,558	2.010
東京2区	557,625	2.035	東京7区	550,066	2.008
東京4区	557,531	2.035	大阪9区	549,290	2.005
東京6区	557,062	2.033	東京11区	548,147	2.001
東京16区	557,051	2.033	神奈川14区	548,033	2.000
神奈川10区	554,702	2.025			

(参考) 人口最少選挙区 鳥取2区 273,973 × 2 = 547,946人

¹ 「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律」(平成28年法律第49号)

² 各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致する方式。衆議院議員選挙区画定審議会設置法第3条第2項参照


なお、比例代表選挙の選挙区への定数配分にもアダムズ方式が導入され、定数の増員・減員がされることとなる。

【衆議院比例代表選挙における選挙区別定数の異動】

定数増		定数減	
南関東	22→23 (+1)	東北	13→12 (-1)
東京都	17→19 (+2)	北陸信越	11→10 (-1)
		中国	11→10 (-1)

(2) 衆議院議員選挙区画定審議会による区割案の作成

衆議院議員選挙区画定審議会（以下「区画審」という。）は、速報値の公表から1年以内に衆議院小選挙区の区割りの改定作業を行い、区割り改定案を勧告しなければならない。政府は同勧告を踏まえ、新たな区割り改定案を国会に提出することとなる。

令和2年大規模国勢調査に基づく区割り改定（見込まれる動き）	
令和2年10月 令和3年6月  令和4年6月まで 速報値の公表から1年以内 （区画審設置法4条1項） 区割り改定案勧告後 公布から1か月後 （前例による）	大規模国勢調査実施 速報値公表（日本国民の人口公表） [同年11月 確定値公表（定数の増減対象の確定）] 区画審が区割り改定作業を開始 <区画審の流れ> ・各選挙区のレビュー ・都道府県知事への意見照会 ・区割り改定案の作成方針の審議・決定 ・決定した区割りに基づく、具体的な区割りの審議 区画審が内閣総理大臣へ区割り改定案を勧告 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 10増10減の対象となる都県の区域内の選挙区及びそれ以外の府県の較差2倍以上の選挙区の区割りの見直し 各選挙区の最大較差は2倍未満 </div> 政府が新たな「区割り改定法案」を国会に提出、成立、公布 新たな区割り改定法施行 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 以後に公示される衆議院議員総選挙において、新たな都道府県への定数配分に基づく初めての区割りが適用 </div>

2 参議院選挙制度改革

(1) 参議院改革協議会の設置

平成30年改正公職選挙法（定数6増、特定枠制度導入）が適用された第25回参議院議員通常選挙（令和元年7月21日執行）の選挙区選挙における議員定数配分規定の合憲性に係る訴訟について、令和2年11月18日、最高裁大法廷は合憲とした一方で、平成30年改正は立法府における取組が大きな進展を見せているとはいえないと判示した。

この判決を受けて、第204回国会（常会）の令和3年5月14日、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、山東参議院議長の下に「参議院改革協議会」が設置された。そして、6月11日の協議会において、参議院の一票の較差是正に向けた選挙制度

改革を協議テーマとすることに決定した³。

同協議会は、5月26日の初会合以降12月3日までに5回開催され、有識者からの意見聴取、質疑及び協議が行われている⁴。

(2) 定数増加を受けた参議院の経費節減

平成30年改正法による参議院議員定数の増加に伴い、経費削減の必要性を踏まえ、令和元年6月18日（第198回国会（常会））、「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第43号）が成立した。同法は、参議院議員が、令和元年8月から同4年7月までの間において、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、公職選挙法第199条の2の規定（公職の候補者等の寄附の禁止）は適用せず、その額は月額7万7,000円⁵を目安とするものである。なお、令和元年8月から同3年5月までの1年10か月間で計2億7,220万円が返納されたとの報道がある⁶。

3 選挙における新型コロナウイルスへの対応

(1) 緊急事態宣言発出中に執行された選挙

令和2年4月、国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、緊急事態宣言が発令されたが、政府は、選挙については、住民の代表を決める民主主義の根幹を成すものであり、任期が来た場合は決められたルールの下で次の代表を選ぶのが民主主義の大原則であるため、不要不急の外出には該当しないとした⁷。そのため、緊急事態宣言下であっても、感染拡大防止策を講じながら選挙は法律に基づき執行されている。

(2) 対応策

ア 総務省及び各選挙管理委員会の対応

選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応について、総務省から各都道府県選挙管理委員会に宛てて累次にわたり通知⁸が発出され、各選挙管理委員会で様々な対応が行われた。令和2年9月29日、総務省はその調査結果を公表した⁹。

³ 『読売新聞』（令3.6.12）

⁴ 参議院HP「参議院改革協議会」HP

⁵ 改選定数の3増に伴う経費の増加分が3年間で約6億7,700万円の見込みであることから、その増加分を削減できる額（第198回国会参議院議院運営委員会会議録第23号6頁（令元.6.3）発議者堀井巖参議院議員答弁）

⁶ 共同通信政治選挙専門サイト『e-WISE』（2021.6.8）

⁷ 第201回国会参議院議院運営委員会会議録第12号5頁（令2.4.7）安倍内閣総理大臣答弁、総務省HP「高市総務大臣閣議後記者会見の概要」（令和2年4月10日）

⁸ 令和2年2月26日、3月4日、3月6日、3月13日、3月19日、4月8日の計6回

⁹ 総務省は、令和2年4月1日から7月12日までに執行された134件の選挙を対象に調査を実施し、「選挙に係る新型コロナウイルス感染症対策の調査結果について」（令和2年9月29日）を公表

＜各選挙管理委員会の取組事例＞

①感染防止対策	
<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用、咳エチケットの徹底等の呼びかけ ・飛沫防止のためのビニールシート等の設置 ・筆記具持参の呼びかけ、使い捨て鉛筆の提供 ・投開票所内の定期的な換気 	<ul style="list-style-type: none"> ・投票所への消毒用アルコールの設置 ・投票記載台の増設、間隔確保 ・投票記載台や筆記具の定期的な消毒 ・選挙公報等による感染症対策の情報提供
②投開票所の混雑回避対策	
<ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票の積極的な利用の呼びかけ ・移動式期日前投票所の導入 ・入場者の一定数内への制限 ・開票所の拡張、開披台の増設 	<ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票所の増設、開設時間の延長 ・名簿対照窓口や投票記載台の増設 ・動線の変更（入口と出口を分ける等） ・開票事務従事者の削減、間隔確保
③投票所の混雑状況の情報提供（ホームページやSNS、防災行政無線等を活用）	

イ 各候補者等の対応

候補者等の選挙運動については、選挙運動を含む政治活動の自由は最大限尊重すべきものと考えられ、それぞれの候補者等において判断されるべきものであることから、特別な制限はされなかったものの、「3密」（密閉、密集、密接）を避けるなど、各候補者等による取組が見られた。

＜各候補者等の取組事例＞

<ul style="list-style-type: none"> ・フェイスシールドや手袋の着用 ・集会や街頭演説の自粛 ・街頭演説の場所の事前告知の中止 ・ホームページやSNSでの動画配信 ・電話による投票依頼の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・握手やハイタッチの自粛（グータッチや肘タッチ） ・集会等での周囲との距離確保の呼びかけ ・街頭演説のインターネット中継 ・オンラインによる有権者や支援者との意見交換 ・選挙事務所への名簿備付け、出入確認
--	--

(3) 特例郵便等投票

令和3年6月15日「特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律」（令和3年法律第82号）が成立した（令和3年6月18日公布、同月23日施行）。

同法は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、感染者等の投票が困難になっている現状に鑑み、当分の間の措置として、新型コロナウイルス感染症で宿泊施設や自宅で療養している者等のうち一定の要件を満たしている者について、施行日（令和3年6月23日）以降に公示又は告示される選挙において郵便等による投票を認めるものである。

ア 特例郵便等投票の対象

特定患者等^{*}に該当する選挙人のうち、投票用紙等の請求時において、外出自粛要請又は隔離・停留の措置に係る期間が投票をしようとする選挙の期日の公示又は告示の日の翌日から当該選挙の当日までの期間にかかると見込まれる者を対象とする。

※ 特定患者等

新型コロナウイルス感染症の患者又は入国後の待機者で、次のいずれかに該当する者

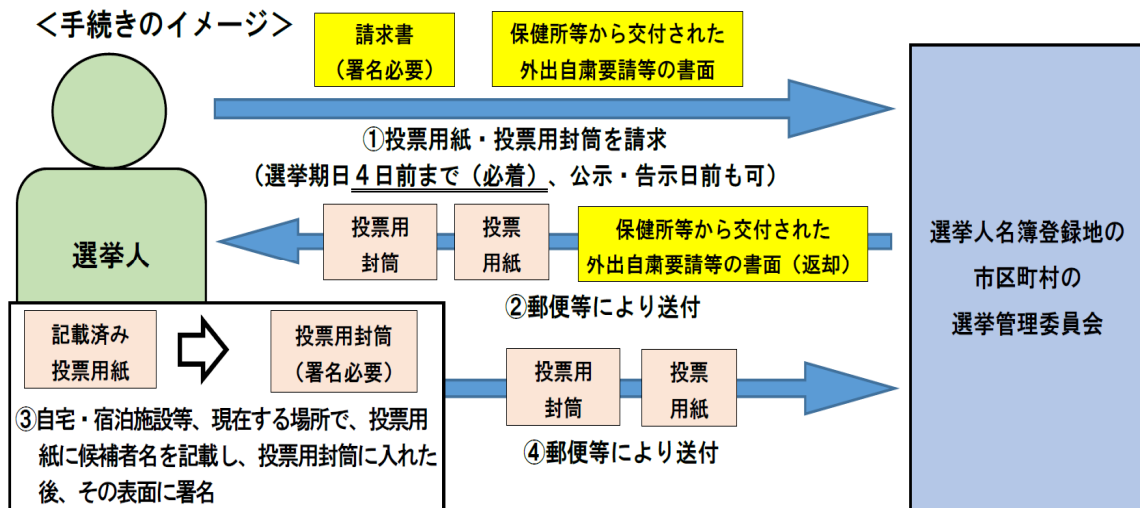
- ・ 感染症法又は検疫法の規定により、宿泊施設又は自宅等からの外出自粛要請を受けた者
- ・ 検疫法の規定により隔離・停留の措置を受けて宿泊施設内に収容されている者

新型コロナウイルス感染症の患者であっても、指定病院における入院患者については、不在者投票が可能なことから、対象となっていない。また、濃厚接触者については、投票は不要不急の外出に当たらず、投票所等での投票が可能であることから、対象となっていない。

イ 手続

特例郵便等投票をしようとする特定患者等は、当該選挙期日の4日前までに、選挙人名簿又は在外選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会に対して、外出自粛要請に係る書面を提示して、投票用紙等を請求する。

なお、外出自粛要請に係る書面が交付されていないなど提示できない特別の事情があり、かつ理由を付してその旨を申し出た場合には、当該市町村の選挙管理委員会が保健所等から情報提供を受け、当該選挙人が特定患者等である旨及び請求時に外出自粛要請等の期間が選挙期間にかかると見込まれる旨を確認することができるときは、当該確認をもって書面の提示に代えることができる。



(総務省HP「特例郵便等投票について」)

ウ 罰則

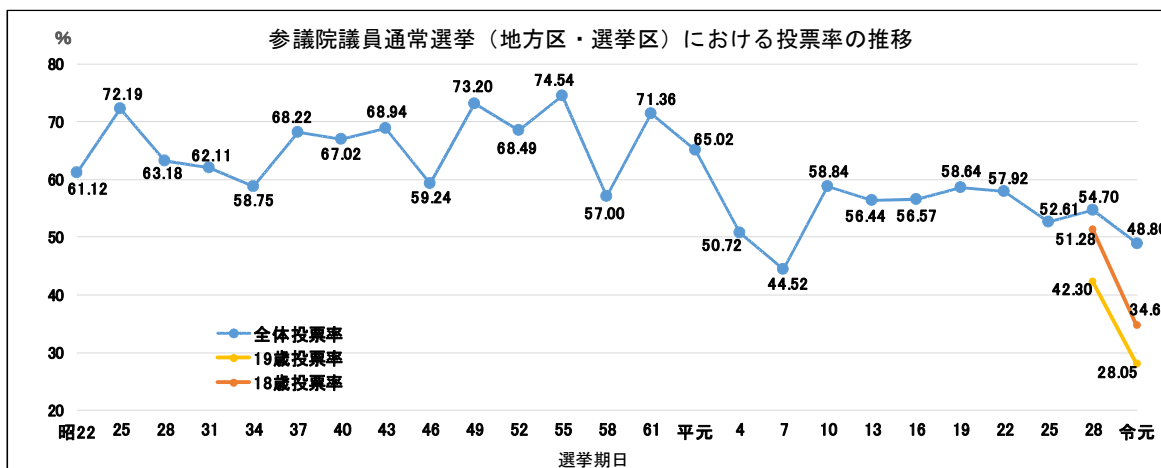
特例郵便等投票に関し、正当な理由なく選挙人の投票に干渉した場合や、氏名を詐称し、その他詐偽の方法をもって投票した場合には、それぞれ、公職選挙法上の投票干渉罪や詐偽投票罪が適用される。

4 公職選挙法等をめぐる最近の動き

(1) 投票率の低下

国政選挙・地方選挙を通じて投票率は低下傾向にある。

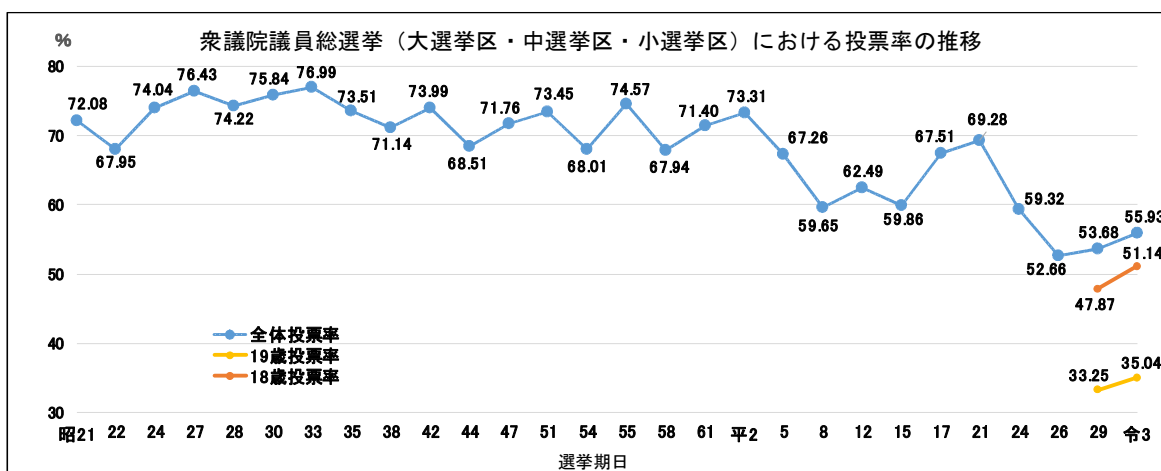
第25回参議院議員通常選挙(令和元年7月21日執行)の投票率(選挙区選挙)は48.80%で、平成7年の第17回参議院議員通常選挙(44.52%)に次いで過去2番目に低かった。特に、18歳・19歳の投票率は、18歳は34.68%、19歳は28.05%となり、初めて18歳選挙権が適用された前回の参議院議員通常選挙と比べて、18歳は16.60ポイント減少、19歳は14.25ポイント減少した。



※令和元年通常選挙の18歳及び19歳投票率は、抽出調査による数値である。

(総務省資料をもとに作成)

直近の国政選挙である第49回衆議院議員総選挙(令和3年10月31日執行)における投票率(小選挙区選挙)は、55.93%で、前回から2.25ポイント増加したものの、戦後3番目に低い投票率であった。18歳・19歳の投票率は、18歳は51.14%、19歳は35.04%となり、前回の衆議院議員総選挙と比べて、18歳は3.27ポイント増加、19歳は1.79ポイント増加したものの、全体の投票率と比較して依然低水準にある。



※令和3年総選挙の結果は、速報値である。また、18歳及び19歳投票率は、抽出調査による数値である。

(総務省資料をもとに作成)

国会においては、18歳・19歳の投票率の低下を十分に分析し、今後の主権者教育の在り方を検討すべきとの指摘がなされている¹⁰。

地方選挙では、平成31年統一地方選挙（前半：平成31年4月7日執行、後半：同月21日執行）における投票率¹¹は、知事選挙を除き、統一地方選挙が始まった昭和22年以降で最も低い投票率となった。

(2) 投票環境の向上方策

総務省では、平成26年5月から「投票環境の向上方策等に関する研究会」を開催し、投票率の向上を図るため、有権者が投票しやすい環境の整備等について検討が行われた。同研究会の報告（平成27年3月の中間報告、平成28年9月の報告）を踏まえて、平成28年には、共通投票所制度の創設等について公職選挙法等の改正が行われた¹²。

また、投票環境に関する課題として、郵便等投票の対象者の拡大及び在外投票の利便性向上（インターネット投票）が検討されており、現状は下記のとおりである。

ア 郵便等投票の対象者の拡大

平成28年12月、同研究会は、更なる投票環境の向上に向けて、在宅介護を受ける選挙人の投票機会の確保等について新たに検討を開始し、平成29年6月に報告（高齢者の投票環境の向上について）を公表した¹³。同報告において、郵便等による不在者投票（郵便等投票）の対象者のうち要介護者については、要介護5の者から要介護3及び要介護4の者まで対象を拡大することが提言された¹⁴。

第196回国会（常会）の平成30年5月18日、自民党は、憲法改正推進本部と選挙制度調査会の合同会議において、郵便等投票の対象者を要介護3及び要介護4の者まで拡大する公職選挙法改正案を了承し、同日、公明党も憲法調査会などの合同会議において同改正案を了承した。自公両党は、同改正案について野党に賛同を呼びかけ、共同で国会に提出することを目指すとした¹⁵が、第206回国会（特別会）までの提出には至っていない。

¹⁰ 第201回国会衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第3号3頁（令2.6.1）

¹¹ 平成31年統一地方選挙の投票率は、都道府県知事選挙で47.72%、都道府県議会議員選挙で44.02%、指定都市市長選挙で50.86%、指定都市議会議員選挙で43.28%、市区長選挙で46.23%、市区議会議員選挙で45.06%、町村長選挙で65.23%、町村議会議員選挙で59.70%であった。

¹² 改正項目は、①選挙人名簿の登録制度の見直し、②共通投票所制度の創設、③期日前投票の投票時間の弾力化、④投票所に入ることができる子供の範囲の拡大、⑤都道府県選挙の選挙権に係る同一都道府県内移転時の取扱いの改善、⑥在外選挙人名簿の登録制度の見直し、⑦最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間の見直し

¹³ 総務省HP「投票環境の向上方策等に関する研究会 報告（高齢者の投票環境の向上について）」（平成29年6月13日）

¹⁴ 対象が拡大すれば、郵便等投票の対象者は約178万人（要介護3の者：約91万人、要介護4の者：約86万人）増えることが想定される（厚生労働省HP「介護保険事業状況報告（暫定）」（令和3年7月分））。

¹⁵ 『読売新聞』『毎日新聞』等（平30.5.19）、第203回国会衆議院憲法審査会議録第4号4頁（令2.12.3）北側一雄議員答弁

イ 在外投票の利便性向上（インターネット投票）

平成 29 年 12 月から、同研究会は、投票しにくい状況にある選挙人の投票環境向上や選挙における選挙人等の負担軽減、管理執行の合理化に関し、ICT の利活用などによりいかなる取組ができるかを検討し、平成 30 年 8 月に報告を公表した¹⁶。検討項目の一つである「在外投票の利便性向上（インターネット投票）」については、一定の対応方策を講じることにより、実現に向けた技術面・運用面の大きな課題は解決できること等が示された。

これを受け、総務省は、令和 2 年 1 月末から 2 月上旬に全国計 5 市区町¹⁷で在外選挙のインターネット投票の実証実験を行った。実証実験では、職員がパソコンとスマートフォン上で専用システムを使って投票した後、開票作業の流れを確認し、不正防止策の有効性など導入に向けた課題の洗い出しを行った¹⁸。高市総務大臣（当時）は同年 2 月の記者会見で、在外選挙インターネット投票の導入に向けては各党各会派の議論を踏まえる必要がある旨を述べた¹⁹。

第 49 回衆議院議員総選挙後の同 3 年 11 月、金子総務大臣は記者会見で、在外選挙インターネット投票の導入に向けては、マイナンバーカードの海外利用を前提にした本人確認や二重投票の防止などの論点について確実な対応を行うことが必要だとし、各党各会派における議論を踏まえる必要があるが、引き続き検討を進めたい旨を述べた²⁰。

ウ インターネット投票の導入の推進に関する法律案の提出

第 204 回国会（常会）の令和 3 年 6 月 11 日に、立民及び国民の 2 会派共同で、インターネット投票の導入について、その目標時期並びに基本方針及びインターネット投票が満たすべき条件を定めるとともに、インターネット投票導入推進会議を設置することにより、これを推進することを目的とする「インターネット投票の導入の推進に関する法律案（中谷一馬君外 12 名提出、第 204 回国会衆法第 41 号）」が衆議院に提出され、本委員会において継続審査となっていたが、同年 10 月 14 日（第 205 回国会（臨時会））の衆議院解散により審査未了となった。

(3) 女性の政治参画の促進

第 196 回国会（常会）に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」（平成 30 年法律第 28 号）²¹が成立した。

¹⁶ 総務省HP「投票環境の向上方策等に関する研究会 報告」（平成 30 年 8 月 10 日）

¹⁷ 岩手県盛岡市、千葉県千葉市、東京都世田谷区、和歌山県有田川町、福岡県小郡市

¹⁸ 『読売新聞』（令 2. 2. 6）、『朝日新聞』（令 2. 2. 15）

¹⁹ 総務省HP「高市総務大臣閣議後記者会見の概要」（令和 2 年 2 月 7 日）

²⁰ 総務省HP「金子総務大臣閣議後記者会見の概要」（令和 3 年 11 月 5 日）

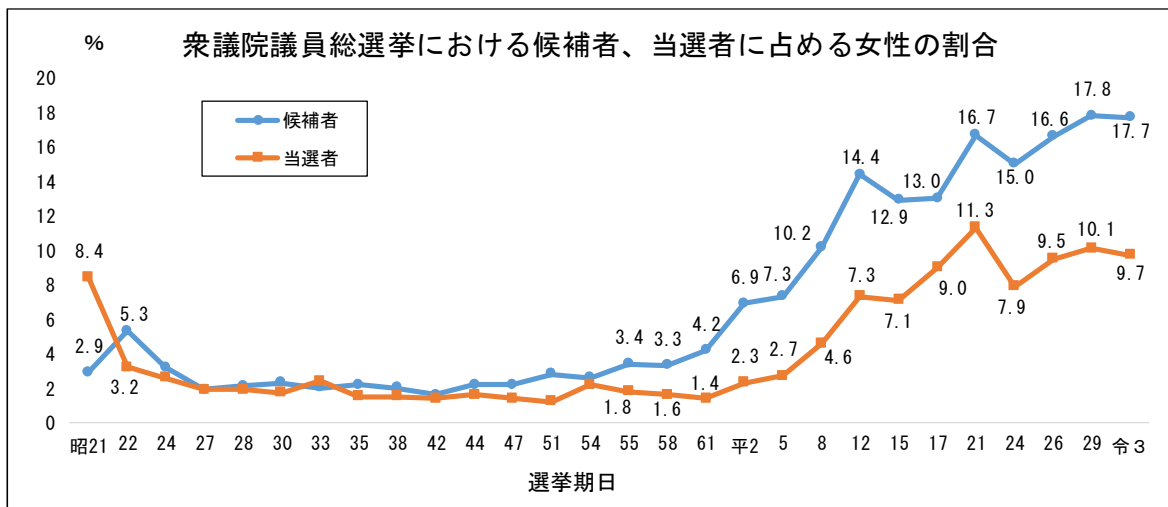
²¹ 同法は、政治分野における男女共同参画の推進について、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す等、その基本原則を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政党その他の政治団体が、所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることとしている。

同法の施行後初めての国政選挙であった第 25 回参議院議員通常選挙（令和元年 7 月 21 日執行）では、女性の立候補者は 104 人（全立候補者に占める女性の割合：28.1%）と前回の参院選と比べ 8 人増加した。また、女性の当選者は 28 人（全当選者に占める女性の割合：22.6%）で前回の参院選と同数となり、これまでの参院選において最多であった。

また、政府において、令和 2 年 12 月 25 日、第 5 次男女共同参画基本計画が閣議決定された。本基本計画においては、これまでに引き続き、政治分野においても女性の割合が 30% 程度となることを目指し、衆議院議員の候補者、参議院議員の候補者、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合を 2025 年までに 35% とする目標を設定し、そのための具体策として、政党による自主的な取組のほか、議員活動と家庭生活を両立させる支援の充実、候補者や政治家に対するハラスメント防止の取組などが掲げられた²²。

第 204 回国会（常会）では「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律案」（参法第 34 号）が提出され、同年 6 月に成立（令和 3 年法律第 67 号）した²³。

法改正後初めての国政選挙であった第 49 回衆議院議員総選挙（令和 3 年 10 月 31 日執行）では、女性の立候補者は 186 人（全立候補者に占める女性の割合：17.7%）と前回の衆院選と比べ 24 人減少したが、割合は横ばい（前回 17.8%）であった。また、女性の当選者は 45 人（全当選者に占める女性の割合 9.7%）で前回の衆院選と比べ 2 人減少し、割合も 0.4 ポイント減少（前回 10.1%）した。



（総務省資料をもとに作成）

（4）被選挙権年齢の引下げ

選挙権年齢の 18 歳以上への引下げを踏まえ、被選挙権年齢の引下げについても各党で議論が始められた。第 197 回国会（臨時会）の平成 30 年 11 月 22 日に、立憲、国民、無会

²² 内閣府男女共同参画局HP「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）、『朝日新聞』『読売新聞』（令 2.12.26）等

²³ 同法は、政治分野における男女共同参画をより一層推進するため、政党その他の政治団体の取組項目の例示として、男女の候補者数の目標設定のほか、候補者の選定方法の改善、セクハラ・マタハラ等への対策の実施を明記するとともに、国及び地方公共団体の施策の強化等を行うこととしている。

及び社民の4会派共同で、被選挙権年齢を一律5歳引き下げを内容とする「公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（森山浩行君外9名提出、第197回国会衆法第3号）」が提出され、本委員会において継続審査となっていたが、令和3年10月14日（第205回国会（臨時会））の衆議院解散により審査未了となった。

また、平成30年11月28日、超党派の若手議員による「若者政策推進議員連盟」（会長：牧原秀樹衆議院議員）が、各党の政策責任者に、若者の政治参加促進のための提言を申し入れ、その中に「各級選挙の被選挙権年齢の一律18歳への引下げ」が盛り込まれている²⁴。

第49回衆議院議員総選挙（令和3年10月31日執行）においても、各党が、被選挙権年齢の引下げを公約に掲げた²⁵。

（5）在外国民の国民審査権

日本国外に居住する日本国民の選挙権行使の機会を保障するため、平成10年に在外選挙制度が創設され、在外国民は、平成12年から衆議院比例代表選挙及び参議院比例代表選挙について、平成19年からは衆議院小選挙区選挙及び参議院選挙区選挙についても、海外から投票ができるようになった。しかし、衆議院議員総選挙の期日に合わせて行われる最高裁判所裁判官の国民審査については、在外国民の投票が認められていない。

これが、公務員の選定・罷免権を定める憲法第15条や最高裁判所裁判官の国民審査について定める憲法第79条等に違反するとして提訴され、令和元年5月28日の東京地裁判決、令和2年6月25日の東京高裁判決とも、自書式投票を採用するなどの方法により在外審査を実施することは可能であったとして、違憲であるとした。国は本判決を不服として最高裁に上告し、また原告側も賠償請求を認めなかった本判決を不服として上告している²⁶。

内容についての問合せ先

第二特別調査室 花房首席調査員（内線 68720）

²⁴ 「若者政策推進議員連盟」提言（平成30年11月28日）、『朝日新聞』等（平30.11.29）

²⁵ 自民党は「被選挙権年齢も引下げの方向で検討します」（総合政策集2021 J-ファイル）、立憲民主党は「各種選挙の被選挙権年齢を5歳引き下げる」（立憲民主党政策集2021）、公明党は「被選挙権年齢の引き下げをめざします」（2021衆院選政策集）、日本維新の会は「衆参両院の被選挙権年齢を18歳に引下げる」（維新八策2021）、国民民主党は「各級選挙の被選挙権年齢を引き下げ、衆議院議員18歳、参議院議員25歳とします」（国民民主党重点政策）、NHK党は「被選挙権の引き下げについても国会で積極的に提案していく」（衆議院選挙公約）とする旨をそれぞれ掲げた。

²⁶ 『読売新聞』『朝日新聞』（令2.7.9）